

2011年3月23日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白2-36-13
Tel 03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東北地方太平洋沖地震関連特別立法についての要請

「東北地方太平洋沖地震」は未曾有の大震災となっています。

福島原発の最悪の事態回避にむけあらゆる努力が行うとともに、いち早く復興・復旧へ歩みを力強くすすめていくための震災復興施策の具体化も求められています。

阪神大震災をはじめとする震災においては、政府が個人補償・公的支援に背を向け、多くの被災者が二重、三重ローンの重荷を負うことになったこと。そして、大型プロジェクトや都市計画に政府資金が集中されたことが、被災者と地域経済の復興・再建を困難にしました。過去の教訓を生かすことが必要です。

東日本、東北の地域性を踏まえても、農漁業と「中小企業者の立ち直りは、復興の重要な鍵」になります。今回の大震災はかつてない地震・津波に加え、原発の放射能漏れが被害を深刻なものにしていますが、この点については、電源喪失による炉心溶融の恐れへの指摘もありながら、「絶対安全」と言い続けてきた東京電力とそれを容認してきた政府の責任が厳しく問われます。津波の規模が「想定外」だったという弁解は成り立ちません。

これまでの経験則が通用しない未曾有の大災害であることや、「人災」とも言える政府の責任の重さも踏まえ、前例にとらわれない思い切った措置を迅速・果敢に講ずることが求められます。

そこで、以下の事項について具体化をして頂きますよう強く要請いたします。

○特別立法に関する要望について

- 1、仮設住宅を確保するとともに、希望する被災者には生活再建の基盤となる安全な代替地を無償で供与すること。
- 2、津波・地震により住居・店舗、工場など生活と営業の基盤を奪われた被災者に金融機関等は債権放棄や債務免除に積極的に応じるよう政府として要請すること。そのため資力の乏しい地域金融機関には、金融機能強化法による支援をはじめ金融円滑化への支援を行うこと。

この点では、「個人再生法」の活用して零細事業者の借入金を再生機構で買取ることや、破産法による債務免除なども準用なども含め、再生ツールを柔軟に生かせるように検討すること。

- 3、被災地域住民には当面必要な生活資金を無条件・無利子で貸付けること。
また、「東北地方太平洋沖地震復興融資」（仮称）を創設し、事業再建をめざす事業者には設備資金・運転資金などを無利子・無期限で貸付けること。
- 4、被災者の医療費・治療費・入院費は一定期間免除とすること。
被災地域の所得税・法人税、相続税・贈与税、固定資産税を数年間、減免する租税特例措置を講じること。また、年金・国保・社会保険料等の免除も行うこと。
- 5、被災者生活再建支援法の支給額（上限300万円）を引き上げるとともに、被災者1人に対し一定額の生活支援見舞金（仮称）を創設すること。
- 6、復興基金を創設し、自治体が裁量で復興に使える財源とすること。
- 7、以上の復旧・復興に関わる特別の措置は、2011年予算の不要不急部分の凍結、大企業・大資産家への適正な特別課税と国民からの自主的な募金でまかなうこと。

以上